第四条第一項第三号ハ(2)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第二項	前項第一号イ(1)に規定する療養の給付	前項第一号イ(1)に規定する一般被保険者に係る療養の給付
第四条第二項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第二項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者
第四条第二項第三号	療養の給付	一般被保険者に係る療養の給付
第四条第四項	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する入院時食事療養費	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第四項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第四項第三号	入院時食事療養費	一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第五項	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する入院時生活療養費	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第五項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第五項第三号	入院時生活療養費	一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第六項	第一項第一号(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費	第一項第一号(4)及び(8)に規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第六項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第六項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者